

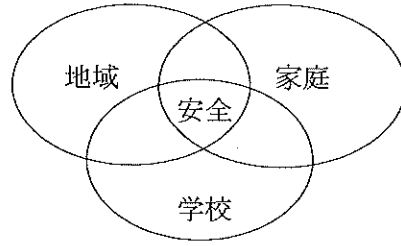
# 危機管理マニュアル

《ソフト面における危機回避の視点》

越前市武生東小学校

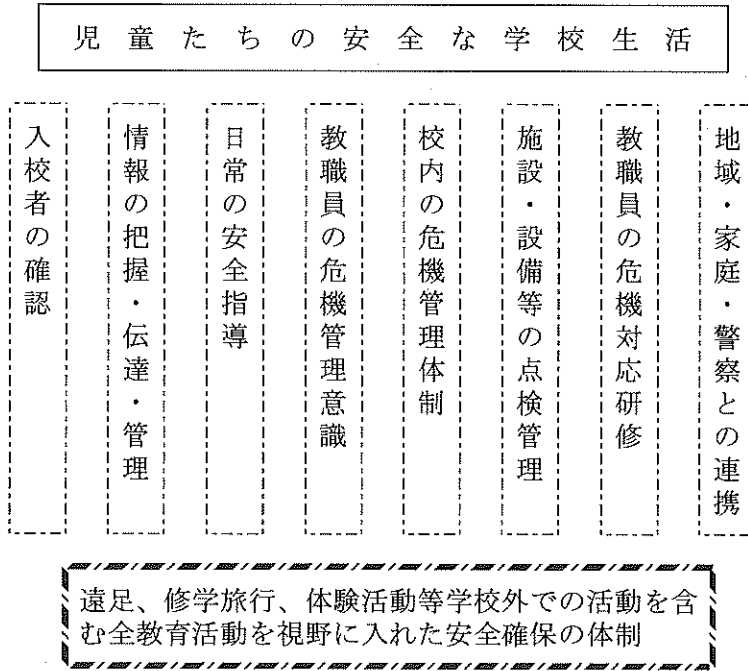
# 1 地域は学校の生命線

ポイント 保護者や地域の人々と連携し  
日常的に学校づくりをすすめる体制が  
児童の安全確保につながる！



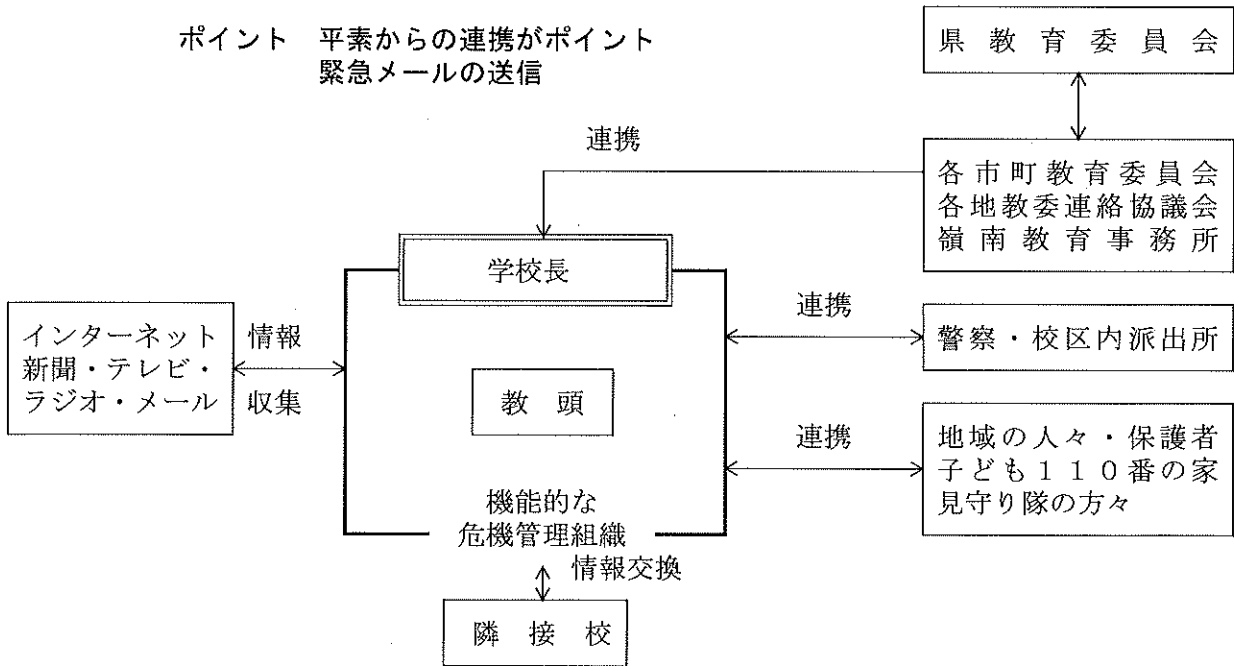
# 2 未然防止の視点

ポイント トータルとしての安全管理！



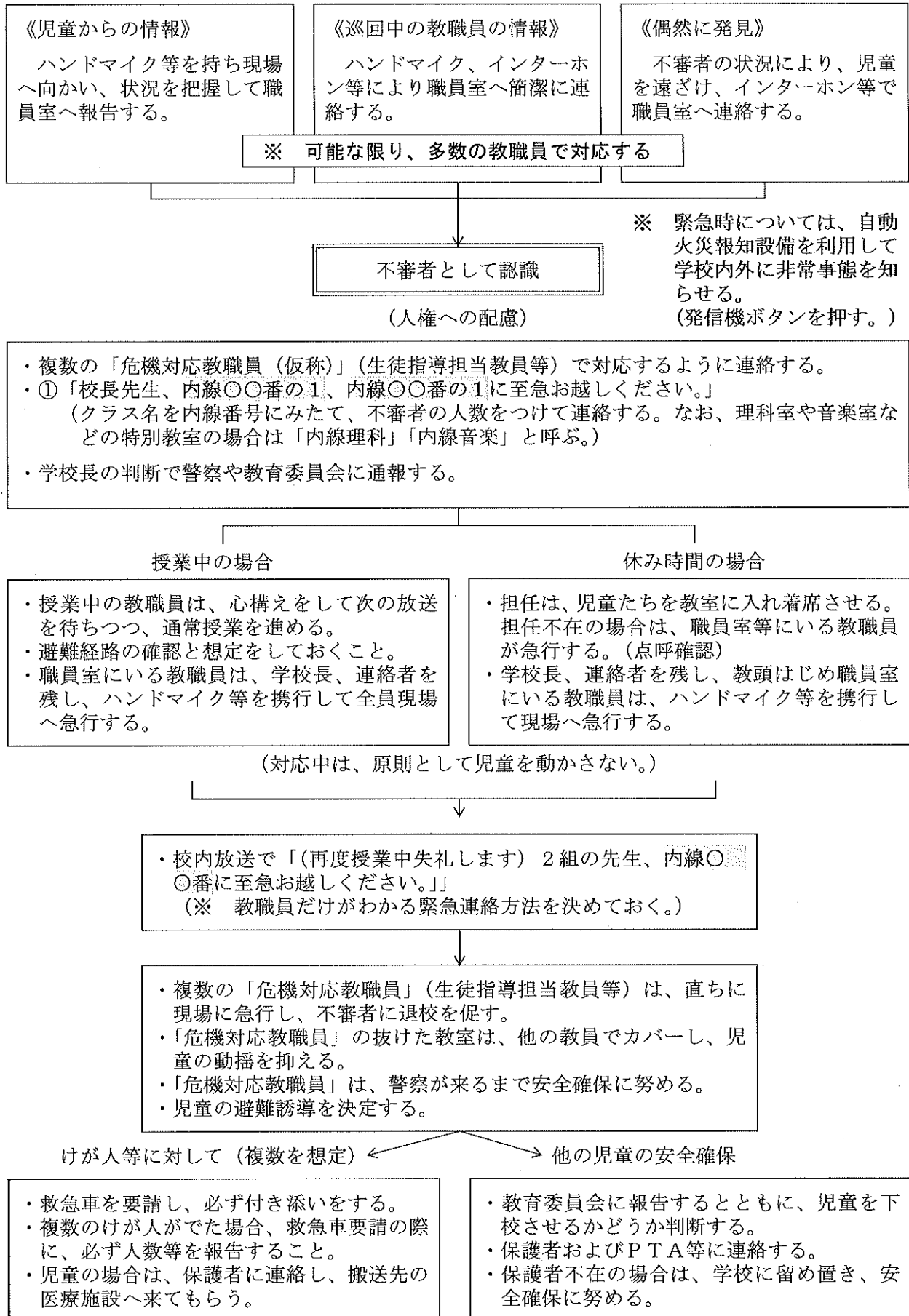
# 3 情報管理の視点

ポイント 平素からの連携がポイント  
緊急メールの送信



## 4 不審者対応の視点

- ポイント 1 即断・即行動が基本行動パターン  
2 平素からの訓練が基本



## 5 緊急下校等の視点（1）・・・《学校長が独自に判断する場合》

### ＝緊急事由の定義＝

- ◇不審者等による園児児童の身体・生命に関わる場合
- ◇犯罪等の発生により直接的・間接的に児童に影響が懸念される場合
- ◇台風や大雨等の風水害、大雪などにより、下校時の安全確保が必要な場合

ポイント 平素の万全な準備が危機を救う！

#### 情報例とルート

- 事件、不審者徘徊、台風等自然災害の予想  
(※ 正確な情報把握)
- 情報は、警察、教育委員会、地域、保護者、児童、インターネット等から入る。

- ・各方面に問い合わせ、確実な情報かを確認し、状況を全教職員が見ることができる職員室等の黒板に記載し整理する。
- ・危険の程度を的確に判断する。
- ・教育委員会より、指示があれば従う。
- ・教職員への伝達を含む以後の素早い対応を検討する。

授業中の場合 ←

→ 休み時間の場合

- ・各教室に状況説明をするとともに、次の行動を指示する。
- ・校庭（グラウンド）、体育館の場合は、教職員が直接伝令する。
- ・担任などがいないクラスには、職員室にいる教職員が必ず入る。

- ・校内放送で「〇〇委員会を開催しますので、担当の先生方は△△へお集まりください。」と流し、担任を職員室に集める。
- ・事態を周知徹底し、指示をする。（議論はしない。）
- ・この間、担任以外は校舎内を巡回する。
- ・緊急を要する場合は児童を教室に戻し、点呼確認する。

(原則として児童を動かさない)

(状況の変化により)

警察、教育委員会へ電話連絡し、警備を要請する。

緊急に一斉下校させる場合 ←

→ 授業を継続し一斉下校する場合

- ・保護者およびPTA等に連絡を入れる。
- ・余裕があれば「お知らせ」等を配布する。
- ・教職員は、通学路の安全を確認する。
- ・保護者不在の場合は、学校に留め置く。  
(※ 緊急下校等の(2)を参照)
- ・緊急メールで知らせる。

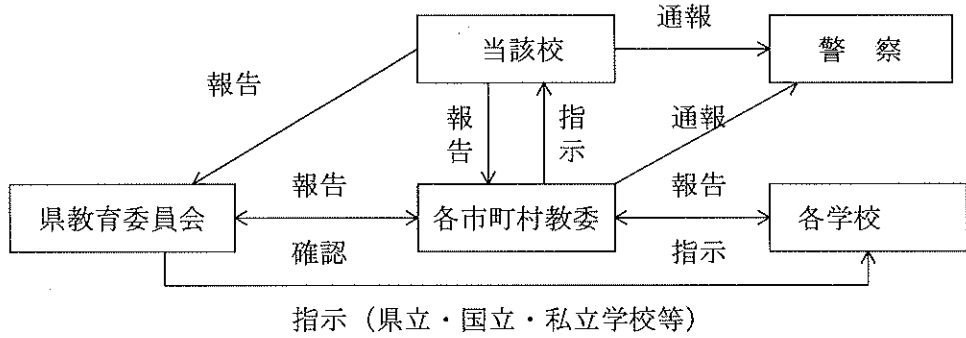
- ・教育委員会に措置を報告するとともに、学校長をはじめ職員室にいる教職員はハンドマイク等を携行し、校舎内外を巡回する。
- ・保護者への「お知らせ」等を配布する。
- ・緊急メールで知らせる。

6 緊急下校等の視点 (2) . . . 《教育委員会から緊急指示がでた場合》

＝ 想定される緊急指示 ＝

- ◇校区内や隣接地域に挙動不審者等が潜在および徘徊している可能性があり、下校等の安全確保が必要な場合
- ◇台風や大雨等の風水害、大雪などにより、下校等の安全確保が必要な場合

◎ 緊急事由発生 (校区内・隣接地域)



※ 関係諸機関連絡網参照

連絡方法	防災無線の使用	緊急メール送信	電話/FAX
------	---------	---------	--------

危険度合	緊急対応の視点
Aレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次の指示があるまで学校の管理のもと、児童は学校で待機</li> <li>○部活動・係活動等の中止</li> <li>○PTA役員の臨時招集 (携帯電話持参の依頼)</li>   <li>《緊急下校が危険である場合》</li> <li>○保護者連絡 (緊急迎への依頼)</li> <li>○保護者不在の場合は、連絡が取れるまで学校待機</li> <li>○教職員による安全確保</li> <li>○事後措置について教育委員会へ連絡 (各市町村教委は県教委へ)</li> </ul>
Bレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員による通学路の安全確認</li> <li>○部活動・係活動等の中止</li> <li>○児童の人員確認と下校指導 (下校時の注意事項)</li> <li>○保護者への一斉下校への協力依頼</li> <li>○緊急一斉下校                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の複数体制による下校指導</li> <li>・携帯電話等の連絡方法の確保</li> <li>・平素からの緊急下校指導</li> </ul> </li> <li>○教職員とPTAとの協力による通学路、現地での指導</li> <li>○完全下校確認</li> <li>○事後措置について教育委員会へ連絡 (各市町村教委は県教委へ)</li> </ul>
Cレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校長判断による対応</li> <li>○事後措置について教育委員会へ連絡 (各市町村教委は県教委へ)</li> </ul>

― 学校外での活動中の対応・事件 ―

- ・事故の際の役割分担を決めておく。
- ・児童の中で負傷者が出た場合は、誰がどこに搬送されているか確実に把握しておく。
- ・全体指導者が常時使用できる連絡手段 (携帯電話等) を持っていること。
- ・教育委員会より指導主事等、学校より教員を緊急に現場へ派遣する。

## 7 負傷者等が出た場合の視点

- ポイント 1 安易な判断は禁物、二次災害につながる！  
 2 保護者との細かな相互連絡、連携がポイント！

### ＝複数の教職員による対応＝

- ・負傷者、発症者の人数、クラス、氏名、状況を確認する。
- ・負傷部位によっては動かさないこと。
- ・状況によっては応急処置をほどこす。(止血法、心肺蘇生法等)

負傷者搬送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時には、救急車で搬送する。</li> <li>・保健室に搬送後、養護教諭の判断に委ねる。</li> <li>・校長に報告し、担任に連絡する。</li> </ul>
現場の安全確保と維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の児童から事情を聞き、記録する。</li> <li>・周辺の児童の安全確保に努める。</li> </ul>

※ 救急車を要請する際に、複数の負傷者がいる場合には人数を必ず連絡すること。

- ・児童に服薬、アレルギー等の注意事項がないか、保健調査票等でチェックする。

救急車で搬送

学校での搬送

- ・保護者へ連絡する。搬送先がわからないときは、自宅か職場で、保険証持参で待機してもらう。
- ・児童に服薬、アレルギー等の注意すべきことがないか必ず電話確認する。

- ・搬送前に家庭に連絡し、簡単な事情説明と指定の病院等を聞く。
- ・保険証をもって病院に来てもらうように連絡する。
- ・児童に服薬、アレルギー等の注意すべきことがないか必ず電話確認する。

(※ 保護者が来るまで養護教諭、担任は病院で待機)

- ・医師より状態の説明を受ける。
- ・保護者とともに担任、養護教諭等が同席することが望ましい。

- ・帰校し、学校長および教頭に報告する。  
(※ 必要があれば管理職も見舞う)
- ・養護教諭は、対応状況等を記録しておく。

※ 家庭訪問等でていねいな事後指導を！

## 8 侵入者により火災が発生した場合の視点

ポイント パニック・混乱がいちばんの壁！

### 《平素からの訓練》

- ・ 出火場所を数カ所想定しての避難訓練を実施しておく。
- ・ 平素から校門付近や校舎内の障害物を撤去しておく。
- ・ 炎より煙対策を講じておく。
- ・ 多数の負傷者に対応できるように訓練する。
- ・ 消防車、救急車と交錯しないような避難経路の確保に努める。
- ・ 平素から消火器の所在、使い方を全員熟知しておく、ヒューマンエラーを防ぐ。
- ・ 持ち出し書類等を確認しておく。
- ・ 教職員は、一人で学年全体を避難移動させることができるよう訓練する。

火 災 発 生

- ・ 消防署へ連絡、出動要請を行う。
- ・ 教育委員会へ連絡する。
- ・ 校門を開ける。(閉門中の場合)
- ・ 教職員による初期消火活動開始
- ・ 児童を出席簿で確認する。
- ・ 児童の避難準備をする。
- ・ 最も安全なルートと避難場所を決定する。

※ 救急車を要請する際に、複数の負傷者がいる場合には人数を必ず連絡すること。

《初期消火成功》

- ・ 児童を教室へ入れ、担任が状況説明し、混乱を静める。
- ・ 火災場所の現状維持に努める。
- ・ 放火の疑いがあれば、職員室にいる教職員が校内の巡視に回る。

平常に戻り授業継続

《初期消火失敗》

- ・ 避難の放送を入れる。
- ・ あわてずに誘導する。

避難場所で

- ・ 点呼、確認、報告をする。
- ・ 負傷者の確認をする。
- ・ 負傷者が複数いる場合は、学年、クラス、氏名を把握する。
- ・ 搬送先の病院へ付き添う。

- ・ 授業継続か一斉下校かを判断する。
- ・ 教職員への指示徹底を図る。

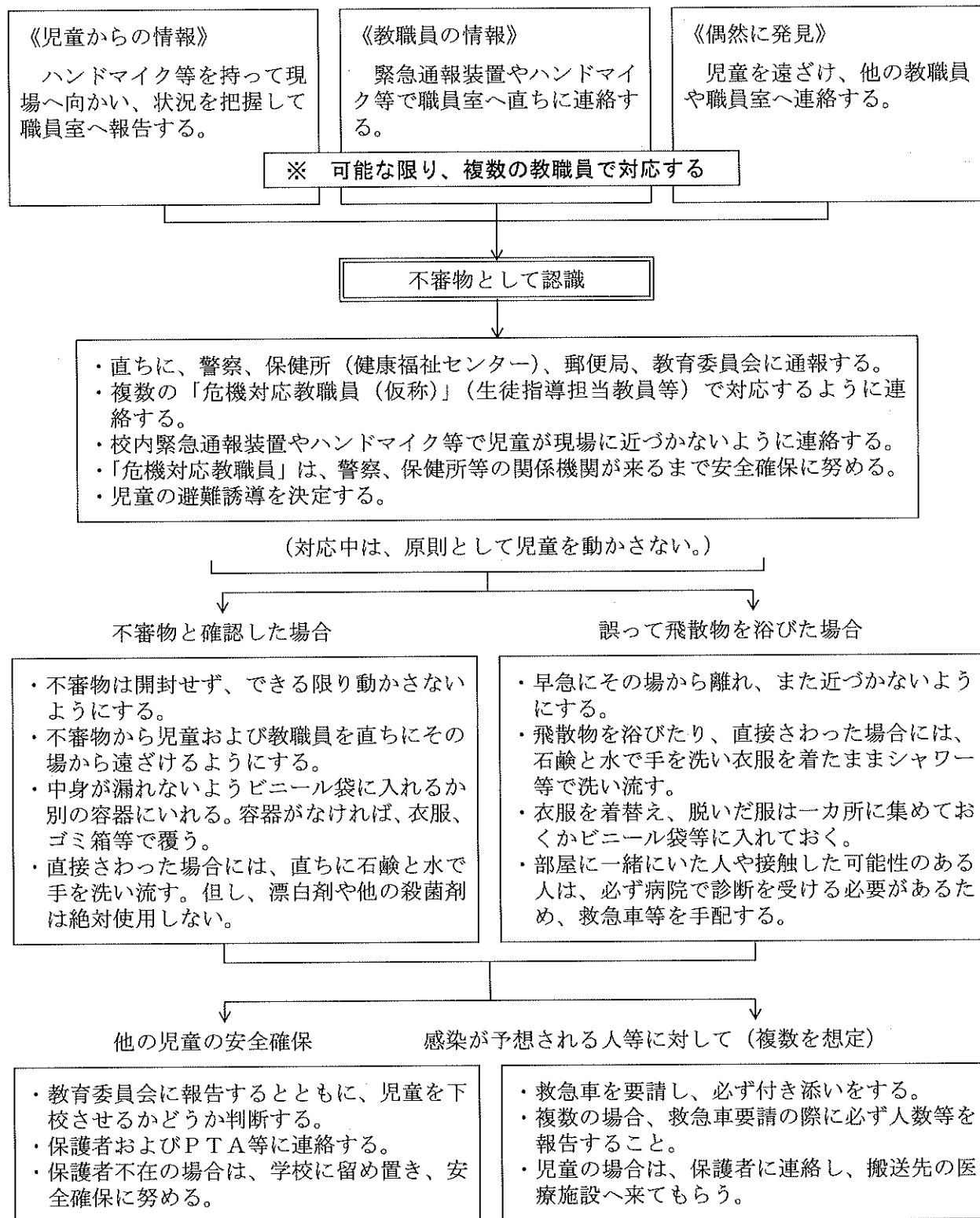
- ・ 教育委員会へ報告する。
- ・ 保護者へ説明する。
- ・ 報道機関への対応を行う。(窓口一本化)

※ 事後指導を忘れずに

## 9 不審物（炭疽菌に汚染された郵便物）が持ち込まれた場合への対応の視点

ポイント 1 即断・即行動が基本行動パターン

2 平素からの予防方法等について共通理解を図っておく。



### ※ 不審な郵便物の特徴

- (1) 見ず知らずの人から送られてくるもの
- (2) 差出人の住所や氏名がないもので、受取人を限定するよな「親展」等の記載があるもの
- (3) 差出人の住所と一致しない市町の消印が押されているもの
- (4) 郵便物の表面から白い粉等の異物が漏れているか、異臭、形状が異常なもの